

第5回 新しい地方財政再生制度研究会

【開催日時等】

開催日時：平成18年10月23日(月) 10:00～11:30

場所：総務省6階601会議室

出席者：宮脇座長、赤羽委員、白川委員、森田委員、
岡本自治財政局長、平嶋地方債課長、丹下公営企業課長、
青木財務調査課長 他

【議題】

(1) 資料説明

(2) 意見交換

【配布資料】

資料1～5

【概要】

公営企業再建制度について説明

現行再建法制の対象会計の範囲について説明

早期是正段階と再生段階の具体化に向けた論点について説明

財政指標の検討の視点について説明

出席者からの主な意見・やり取り

- ・ 資料4-2にある収支均衡の原則においては、地方債が収入に組み込まれ、経常収支と資本収支が混在しているのではないかとの問題意識を持っている。
- ・ 議論はあるが、我が国の現行の財政制度の中では、経常収支と資本収支を分けておらず、地方債は建設国債と同様に財源とされている。
- ・ 収支均衡という場合に経済的には経常収支と資本収支を分けて考えるが、地方債残高はだいたい200兆円であり、これを多すぎると考えると、再建の議論をする上ではその辺りも考える必要があるのではないか。
- ・ 早期是正措置について、「計画を長が作成して議会の議決を経る」ではこれまでと何も変わらないのでは。何らかの第三者機関の活用や、活用するなら時系列的にどの段階で関与させるのかについて検討が必要か。また議会の議決については、議会が否決した場合はどうなるのかという問題もある。
- ・ 議会の否決については、事実上、長の不信任に近い意味づけを持つことになり、また住民訴訟等も起こりうる。
- ・ 再生の申出について、自主的な申出となっているが、民間の場合は、ケースは少ないが債権者からも申立ができるようになっている。多分地方公共団

体の最大の債権者は国だが、その国の関与として、債務者たる地方公共団体の自主的な申出制だけというのは弱いのではないか。申出するよう働きかけるだけで良いのか。

- ・ 関与は段階的であるべき。早期是正の段階では自己管理であり、議会の議決は必要。他方で、再生段階が申出制では、当該団体に求められる取組の内容が緩やかになる印象がある。逆に再生スキームを義務付ける場合には、対象となる団体のハードルをかなり高くしなければならないのでは。第三者機関をどうするかは別にして、早期是正段階で自主的な管理を行うことにより、現在の自治体は相当変わるのではないか。
- ・ ある程度標準的に自律できるような自治体は申出制でよいかもしれないが、厳しいところもある。ただそれらを分けることが難しいならば、自治権も結構だが、住民に対して国として責任を負う仕組みも最後に出てくるのでは。現行法制定時と比べて社会福祉・社会保障等を中心に、行政の守備範囲は圧倒的に増えている。理論構成の問題もあろうが現実の問題も勘案すべき。
- ・ おそらく債券発行がここまで自由な先進国は日本くらいではないか。諸外国では収支均衡を憲法等で規定したり、債券発行や増税について住民投票を必要としている例が多くあるが、日本の考え方では、税の先取りとして地方債を発行しており、それが経常経費の部分までずると入っていくと問題なので、整理が必要。
- ・ 再生計画を申出とするか、義務づけとするかについては、国の関与の仕方によるのではないか。パニッシュメント、インセンティブの設定をどうするかに関係してくるのではないか。
- ・ 早期是正段階を経た上でそれでも駄目な場合にどうするかという議論なので、申出をしない場合にどうなるのか。
- ・ 申出をしないことを認めた場合、その団体は早期是正がずっと続いているイメージになるか。
- ・ それは客観的に見てもいかなものか。やはり再生段階に入るときには、ハードルを高くする一方で、入った以上はある程度強制化するという考えもあるのではないか。逆にハードルが低ければ、申出制もあり得るか。